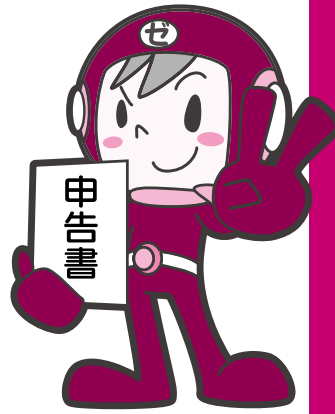


令和6年度

市民税 県民税 の申告

(令和5年1月～12月の
所得にかかるとの)



感染症などの感染拡大防止のため、できる限り郵送での申告をお願いします

申告会場は大変混み合い、長時間お待ちになる場合があります。相談の必要がないかたは、申告書に必要な事項を記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒(市から送付した申告書に同封)で3月15日(金)までに郵送してください。

*書類が足りないかと控除を受けることができない場合がありますのでご注意ください。

令和6年度分の市・県民税の申告を7ページの日程で受け付けます。昨年の受付期間中に申告したかたで、今年も申告が必要と思われるかたへ、2月7日(水)に「令和6年度分市民税・県民税申告書」をお送りします。同封の「申告の手引き」をよくご覧の上、正しく記入して申告してください。

市民税・県民税の申告内容は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定基礎にもなりますので、申告は忘れずに期間内をお願いします。

●問い合わせ 市民税課個人市民税担当 ☎(888)5476
市ホームページもご覧ください。 広報ID番号 1002758

― 申告の対象となるかた ―

令和6年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①～④のいずれかに該当するかた。なお、税務署へ確定申告をされるかたは、市・県民税の申告は不要です。

① 令和5年中に次の所得があつたかた

・ 自営業や農業などの事業による所得、地代や家賃などの不動産による所得、非上場株式の配当所得、生命・損害保険の満期・解約などによる一時所得、個人年金・原稿料・講演料などの雑所得、土地・建物などの譲渡所得など

② 公的年金を受給しているかたで、次のいずれかに該当するかた

・ 確定申告はしないが、市・県民税の所得控除を受けようとする
・ 公的年金以外に20万円以下の所得があつた

③ サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかに該当するかた

・ 令和5年中に退職した後、再就職していない
・ 年末調整に間に合わなかつた(付け忘れた)所得控除を受ける
・ 給与以外に20万円以下の所得があつた

④ 令和5年中に所得はないが、所得や税額に関する証明書が必要なかた

* 証明書は、市が実施する行政サービスをj受ける際に必要となる場合があります。

― 申告にご用意いただくもの ―

① 申告書(押印不要)

② 給与・年金の源泉徴収票または支払者の証明書

* 配偶者特別控除を受けようとするかたは、配偶者の収入がわかる源泉徴収票なども用意ください。

③ 本人確認できるもの(次の1～3のいずれか)

1 マイナンバーカード

2 個人番号通知カード(記載事項に変更があつた場合などは、個人番号を確認する書類にはなりません)と身元確認書類(運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、年金手帳など)

3 住民票の写し(マイナンバー記載あり)と身元確認書類

④ 扶養親族がいるかた ▼ そのかたのマイナンバーがわかるものの控え

⑤ 事業者(農業を含む)や不動産所得者など ▼ 帳簿類、領収書、収支内訳書(事前に完成させてください)

⑥ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料の支払額

がわかるもの(令和5年中に支払いをした支払証明書、領収書など)

⑦ 生命保険料・地震保険料の控除を受けるかた ▼ 生命

保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書

⑧ 医療費控除を受けるかた ▼ 医療費明細書と保険金などで補填された金額のわかるもの(医療費明細書は、事前に作成してください。ただし、医療費通知などで、明細書の記載を省略することは可能です)

* セルフメッセイション税制(医療費控除の特例を受けるかたは、同税制の明細書が必要です。同税制の明細書は、事前に作成してください。)

⑨ 障害者控除を受けるかた ▼ 障害者手帳または障害者控除対象者認定書

⑩ 寄附金税額控除を受けるかた ▼ 寄附先が発行する領収書や受領証明書など

令和5年分 確定申告

申告期間

- ▶所得税および復興特別所得税
…2月16日(金)▶3月15日(金)
- ▶贈与税…3月15日(金)まで
- ▶消費税および地方消費税(個人事業者)
…4月1日(月)まで

申告書作成会場

秋田県労働会館
「フォーラムアキタ」
(中通六丁目・市民市場近く)

*会場に専用駐車場はありませんのでご了承ください。
なお、税務署に申告書作成会場は設置しません。

開設期間

2月16日(金)から
3月15日(金)までの平日と
2月25日(日)
時間▶9:00~16:00

◆入場には整理券が必要です

整理券は当日会場でも配付しますが、国税庁のLINEからも事前発行ができます。登録は右下のコードを読み取るか、LINEの画面で「国税庁」と検索してください。整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。



国税庁LINE

◆会場では原則、スマートフォンでの申告となります

◆必要書類とマイナンバーカードを必ずお持ちください

カード発行時に設定した、利用者証明書用パスワードと署名用パスワードが必要です。カードをお持ちでないかたは、通知カードなどのマイナンバーがわかる書類と運転免許証など身元確認書類をお持ちください。



◆国税庁ホームページをご利用ください

確定申告に関する情報は、国税庁ホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)の「確定申告特集ページ」をご覧ください。

なお、スマートフォンでの申告がさらに便利になりましたので、右のコードを読み込んでご利用ください。



確定申告

◆国税相談専用ダイヤル☎0570-00-5901(全国料金一律)をご利用ください

音声案内に従って、番号「0~6」のご相談内容に合った番号をお選びください。

なお、「0」は確定申告に関するご相談(確定申告時期のみ)に対応します。

市・県民税の申告日程と会場

| | |
|------|------------------------------------------------------|
| 中央地域 | 2月16日(金)から3月15日(金)までの平日、9:00~15:00 会場▶市役所 1階市民ホール |
| 東部地域 | 2月21日(水)・22日(木)、9:30~15:00 会場▶東部市民SC |
| 西部地域 | 2月26日(月)・27日(火)、9:30~15:00 会場▶西部市民SC |
| 南部地域 | 2月28日(水)・29日(木)、9:30~15:00 会場▶南部市民SC |
| 北部地域 | 2月16日(金)・19日(月)・20日(火)、9:30~15:00 会場▶北部市民SC |
| 河辺地域 | 3月6日(水)・7日(木)、9:30~15:00 会場▶河辺総合福祉交流センター |
| 雄和地域 | 3月1日(金)・4日(月)、9:30~15:00 会場▶雄和市民SC |

●表中の「SC」はサービスセンターの略

*駐車台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用などにご協力ください。また、会場ではマスクの着用をお願いします。

確定申告書の記入漏れにご注意を!

▶市・県民税の控除を受けるかた

確定申告書の所定の欄(寄附金税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除)への記載をお忘れなく。

▶給与所得のあるかた

給与以外の所得にかかる市・県民税の納付方法を選択できます。確定申告書の所定の欄で、「特別徴収」(給与からの差引き)か「自分で納付」を選んで記入してください。記入がない場合は、原則「特別徴収」です。

▶ふるさと納税をされたかた

市・県民税の申告や確定申告をするかた、6以上の自治体へ寄附をされたかたは、ふるさと納税のワンストップ特例は適用されませんので、寄附金(税額)控除も忘れずに申告してください。

